

表2 災害時供給体制の課題と対応

## 1 情報集約・共有

**📎** 福祉施設等の被災状況を迅速かつ継続的に把握して適切な支援に結びつけることが必要となる。  
**📎** また、把握した情報は、効果的な支援に結びつけるために、情報共有や発信していくことが求められる。

課題	取組まれている工夫・視点	主な事例
(1) 福祉施設・事業所の被災状況と支援ニーズを把握する必要がある。	① F A Xの緊急調査で施設の被災状況を一覧にし、回答のない施設はさらに、別の通信手段で情報把握に努めた。	No.29/福島県社協 No.59/熊本県社協
	② 種別協議会は行政の対応を待つのではなく、ネットワークを通じて即座に会員施設の被災状況を把握し、発信する必要がある。	No.29/福島県社協
	③ 災害時に把握すべき情報を必要最低限に整理した。	No.29/福島県社協 No.59/熊本県社協
	④ 施設が物資の確保に苦慮する中、必要としている物資の情報を県社協ホームページで広く発信し、市民に届けてもらった。	No.29/福島県社協
	⑤ 被災施設を訪ね歩き、被災状況を把握した。	No.56/リデルライトホーム
	⑥ 区市町村と事業者連絡会が協定を結び、事業者が行った安否確認情報を区市町村に集約する。	No.68/練馬区
(2) 発災後も新たな状況を継続的に把握する必要がある。	① 物資を届ける拠点施設を設け、情報や物資をハブ方式で流通させた。	No.3/JDF被災地障がい者支援センターふくしま No.59/熊本県社協
	② 民生児童委員に気がかりな方を確認し、看護師が個別訪問。毎日、地域包括支援センター、保健センター、民生児童委員で情報を確認した。	No.49/広島市安佐北区社協
(3) 支援団体がそれぞれに動く、効果的な支援ができない。	① 避難所支援で職能団体が連携して専門職チームを作り、メーリングリストを作り、情報を共有して支援にあたった。	No.26/専門職6団体による相談支援専門職チーム
(4) 時期に応じた支援の目標を関係団体が共有する必要がある。	① 変化するニーズに対応していくため、「安否確認と被災状況確認」から「暮らしや仕事を取り戻す活動」までの10のステージを作り、目標を明確にした。	No.3/JDF被災地障がい者支援センターふくしま
(5) その他	① 施設と種別協議会事務局の情報通信手段が十分になれば、発災時の疎きに遅れが生じるため、基幹的な事業所だけでも衛星電話回線が必要。	No.19/宮城県老協
	② 情報把握訓練において、報告する被害状況を施設自身で検討してもらった。	No.34/東京都社協
	③ 民生児童委員が個々に知る情報を民児協の活動にして組織的に整えた。	No.37/大島町民児協
	④ 企業からの支援の申込み、義援金の配分に被災状況の一覧が役に立った。	No.59/熊本県社協

## 2 備蓄品の不足

**📎** 福祉サービスの継続に必要な固有の物資は初動期を乗り越えるために備蓄しておくことが必要となる。  
**📎** あらかじめ優先的に確保できるようにしておくか、全国からの種別間の支援を適切につなぐしくみを設ける必要がある。

課題	取組まれている工夫・視点	主な事例
(1) 物流が途絶え、経管栄養剤など施設固有の物資が手に入らなくなる。	① 施設内の備蓄品があと数日となり、危機的な状況で施設ごと避難した。	No.23/特養「福寿園」
	② 全国の種別協議会からの物資を集める拠点を作り、被災施設に配った。	No.56/リデルライトホーム
(2) ガソリン不足で移動手段が制約される。	① ガソリン不足により送迎ができず10日間ほど休止したデイサービスもあったが、併設病院が契約していたガソリンスタンドから確保でき、継続できた。	No.24/福島県老協津支部
(3) 元の所在地にとどまれない場合、物資が持ち出せない。	① 不足する物資を被災していない地域の老協支部から避難先へ届けに行った。	No.24/福島県老協津支部

## 3 被災施設等における人員体制

**📎** 目の前の必要な支援を限られた体制で対応していかなければならなくなる。調理等の外部委託も確保できないリスクもある。  
**📎** 負担を軽減するための体制づくり、必要な休養、乗り越える目標の可視化などが重要になってくる。

課題	取組まれている工夫・視点	主な事例
(1) 被災施設で増大するニーズに対応する職員の負担が大きくなる。	① 職員が施設から離れた場所で休養はきちんととるようにした。	No.17/特養「春園苑」
	② 子育て中の職員が子どもを同伴して勤務できる体制を施設内に整えた。	No.17/特養「春園苑」
	③ 「月末までは頑張ろう」など、乗り越えるべき時期を明確に示した。	No.56/リデルライトホーム
	④ 積極的に地域も支援するためにも、不足する人員を応援職員で充足することを施設内で合意形成した。	No.17/特養「春園苑」
	⑤ 復旧に向けた動きを見せ、厳しさを乗り越える目標を持てるようにした。	No.55/特養「筑水苑」
(2) 利用者を分散させた場合、職員体制をどうするか。	① 休園した保育園の子どもたちを複数の保育園に分け、それに伴い、職員もそれぞれに出向いて保育を行った。	No.38/大島町立元町保育園 No.48/広島市こども未来局
(3) 外部委託した調理が確保できなくなった。	① 施設職員が厨房に立ってしのがざるを得なかった。	No.23/特養「福寿園」
(4) 児童養護施設では、外出中の利用者の安否確認に人手が必要となった。	① 外出している児童の安否を確認するため、かけつけた職員で対応した。	No.5/相馬愛育園
	② 災害に備えて、あらかじめどこに集まるかを決めておくことも必要だ。	No.25/福島県社協児童施設部会

## 4 応援職員

**📎** 支援ニーズと応援職員を結びつけるためのコーディネートが必要となる。応援職員に何を願うのかの受援力は難しいが、応援職員にとって初めての環境、利用者と向き合うのは大きな学びであり、受入れる職員も受入れが力量を高める機会となる。

課題	取組まれている工夫・視点	主な事例
(1) 応援職員を支援ニーズに適切に結びつける必要がある。	① 現地でコーディネートする機能を被災地側で設けた。	<a href="#">No.20 / 仙台市社会事業協会</a>
	② 応援職員を派遣する側が現地に長期的に滞在するコーディネートを派遣した。	<a href="#">No.12 / 東社協知的発達障害部会</a>
(2) 応援職員は直接的なケアに携わることは難しいのではないかな？	① 現地でも後方支援に徹した。ただし、同職種だからこそ指示を受けなくてもわかる現地でききれないでいる必要な業務がある。	<a href="#">No.9 / 東社協保育士会</a>
	② 現地の介護職員がいない福祉避難所でも、介護職員は専門性を発揮し、応援職員だけで日々の運営を可能にした。	<a href="#">No.11 / 東社協高齢者福祉施設部会・センター部会</a> <a href="#">No.56 / リテルライトホーム</a>
	③ どの施設でも共通している入浴介助を中心に担った。	<a href="#">No.35 / 大島老人ホーム</a>
	④ 応援職員、受入れ側の双方の力量を高めることにつながった。	<a href="#">No.45 / 特養「福寿園」</a>

## 5 都道府県単位における種別協議会の機能

**📎** 都道府県単位の種別協議会では、情報の把握と集約・発信、物資の提供、利用者の他の施設への受入れ調整など、多岐にわたる機能がこれまでの災害でも発揮されている。

課題	取組まれている工夫・視点	主な事例
(1) 都道府県単位での種別協議会などによる「広域支援の機能」はどのようにあるべきか？	① 支援の持続性と安定性を保つためには、被災している地域を被災していない地域が支援する体制が必要となり、広域支援の調整機能の構築が求められる。	<a href="#">No.46 / 福島県老協</a>
	② 施設間の受入れが、種別協議会の日ごろの活動からの顔の見える関係があることででき、県社協が受入れ計画を立てた。	<a href="#">No.15 / とおの松寿会</a>
	③ 行政の手が回らない中、施設長同士が携帯電話で連絡を取り、ニーズに応じた支援を提供した。	<a href="#">No.24 / 福島県老協</a>
	④ ブロック単位に人材と物資の支援体制を構築している。	<a href="#">No.19 / 宮城県老協</a> <a href="#">No.46 / 福島県老協</a> <a href="#">No.31 / 山形県老協</a>
	⑤ 通常のブロックではなく被災状況に応じた支援体制を再構築した。被災施設から少し離れた施設を拠点施設とするハブ方式にした。	<a href="#">No.56 / リテルライトホーム</a>
	⑥ 災害ボランティアセンターに比べ、種別協議会事務局への支援体制が少ない。	<a href="#">No.46 / 福島県老協</a>

## 6 事業所再開

**📎** 利用者の状態の悪化など、ニーズを拡大させないためには、事業継続、あるいは休止した場合の早期再開は重要となる。日中活動の確保、災害時の保育需要への対応などは重要であり、再開に対する適切な支援が必要となる。

課題	取組まれている工夫・視点	主な事例
(1) 通所施設を早期に再開できないと、障害者等の日中活動が不足し、状態が悪化することがある。	① 法人の複数の事業所を統合して、早期に通所事業を再開した。	<a href="#">No.4 / 石巻祥心会</a>
	② 違う場所で今までとは異なる作業であっても、確保できた場所で通所事業を再開した。	<a href="#">No.13 / まどか荒浜</a>
	③ 震災から1か月後、人員体制もままならなかったが、利用者の悪化を止めるため、事業所を再開した。	<a href="#">No.21 / ティさぼーとぴーなっつ</a>
	④ 施設が全壊したため、確保できた2か所の場所に分かれて事業を再開した。	<a href="#">No.47 / 社会福祉法人やぎ</a>
(2) 保育所を早期再開できないと、生活復旧が遅れ、また、支援活動に従事する人材も動けなくなる。	① 被災した私立保育園が合同で場所を借りて再開した。	<a href="#">No.6 / 福島県保育協議会</a>
	② 休園した保育園の子どもを翌日以降、複数の保育園に分散させて保育した。	<a href="#">No.38 / 大島町立元町保育園</a> <a href="#">No.48 / 広島市こども未来局</a> <a href="#">No.38 / 大島町立元町保育園</a>
	③ 発災当日、保育園は休園したが、親族等が行方不明の家庭、復旧作業に従事する職員の家庭などを緊急に預かった。	
(3) 授産施設で災害によりもともとあった作業の発注がなくなることがある。	① 日中活動を確保するため、複数の作業所が協働で新しい仕事を興した。	<a href="#">No.14 / 南相馬ファクトリー</a>
(4) 在宅サービスの休止により要配慮者の生活に支障が生じ、不安も大きくなる。	① 手持ちのコンロと水を持ち、訪問介護事業を休止せずに続けた。	<a href="#">No.56 / リテルライトホーム</a>
(5) その他	① 厳しい避難環境の中、利用者、職員が再開を目標に乗り越えられるよう、再開に向けた動きを見せていくことが大切になる。	<a href="#">No.55 / 特養「筑水苑」</a>
	② 事業所に対する経営支援は、出向いて実際に困っている現場を見て一緒に考えるようにしている。	No.- / 福島県老人福祉施設協議会
	③ 災害の前から柔軟な事業展開を行ってきたため、事業所を再開していく上でも制度の制約にとらわれず、復興までを見据えた取組みができた。	No.- / NPO 法人 Jin
	④ 授産施設では、生産に関わる機材が補助金の対象とならなかった。	<a href="#">No.59 / 熊本県社協</a>
	⑤ 浸水被害が厨房機材、重要書類に及んだことで復旧に時間を要した。	<a href="#">No.61 / 青梅療育院</a>

## 7 福祉避難所

**①** 一般避難所で過ごすことが困難な要配慮者を対象に福祉避難所の指定をすすめるとともに、対象者・人的体制・運営内容を明確にする必要がある。また、福祉避難所につながってくる要配慮者はもともと支援に結び付いていない方が多い現状がある。

課題	取組まれている工夫・視点	主な事例
(1) 福祉避難所の「対象者」は、これまでの災害における実践をふまえ、どのような人たちを想定するべきか。	①介護保険制度の緊急受入れをまずは行った上で、一般避難所で生活が難しい方のために日本で初めての福祉避難所の設置を福祉施設に要請し、受入れた。	<a href="#">No.30/輪島市</a>
	②一般避難所で過ごすことが難しい方が対象となるので、介護よりも生活支援が必要な方が中心だった。	<a href="#">No.4/石巻祥心会</a> <a href="#">No.56/リデルライトホーム</a> <a href="#">No.11./東社協高齢者施設福祉部会・センター部会</a> <a href="#">No.56/リデルライトホーム</a>
	③高齢者福祉施設ではあるが、福祉避難所では要配慮者全般。子育て家庭も含めて受入れた。	
	④特養に併設する居宅介護支援事業所と地域包括支援センターで避難所を回り、特養の福祉避難所へ積極的に地域の高齢者を受入れた。	<a href="#">No.17/特養「春園苑」</a>
	⑤余震の不安がある中、通所利用者には避難してくることを呼びかけた。また、福祉避難所を開設し、地域の障害者を受入れたが、当初は身辺自立の方を想定したものの、市から「うちが断ると行き場がない」と聞くと、受けた。	<a href="#">No.57/熊本県身体障がい者能力開発センター</a>
	⑥市民からの要望を受けて「知的障害者専用」の福祉避難所を指定した。	<a href="#">No.66/東大和市</a>
	⑦「乳幼児のいる家庭」向けに、保育所を福祉避難所に指定している。	<a href="#">No.63/大田区</a>
(2) 福祉避難所で要配慮者を支援する「人的体制やスペース」は、これまでの災害における実践をふまえ、どのように想定するべきか。	①元保育園を福祉避難所とし、現地の介護職員が配置されていなくても、応援職員が介護職員としての専門性を発揮して高齢者に寄り添う支援ができた。	<a href="#">No.11/東社協高齢者施設福祉部会・センター部会</a>
	②特養に併設する地域交流スペースを福祉避難所とし、全国からの応援職員により福祉避難所を運営した。	<a href="#">No.56/リデルライトホーム</a>
	③市内の介護事業所の95%が一時閉鎖した。3月17日に「臨時福祉避難所」を1か所開設し、社協や市職員、保健所職員のほか、市内に残っていた介護職員等を募集したところ、休止している事業所の職員が集まってくれた。	<a href="#">No.40/いわき市</a>
	④福祉避難所の協定を結ぶ福祉施設には「スペースの提供」「生活相談」を依頼し、人的体制は災害ボランティアセンターの機能を活用し専門職を派遣する。	<a href="#">No.40/いわき市</a>
	⑤居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャーを中心に、自宅に近い雰囲気福祉避難所を運営した。	<a href="#">No.18/宮城野の里</a>
	⑥福祉避難所につながってくる要配慮者は、災害前に支援に結び付いていない人が多い。誰がその人をよく知るかが難しく、平時の地域のあり方が大切になる。	<a href="#">No.69/京都府社協</a>
	⑦運営組織が明確でない福祉避難所を障害のある人の家族にとってどのように運営すべきかを福祉避難所となる特別支援学校で訓練した。	<a href="#">No.67/羽村安全ネットワーク</a>
	⑧デイサービスを休止し、そのスペースで福祉避難所を開設した。	<a href="#">No.35/大島老人ホーム</a>
(3) 福祉避難所の「設置促進」をどのようにすすめるべきか。	①協定施設にお願いする負担をできるだけ少なくした(=人的体制は市が確保)。	<a href="#">No.40/いわき市</a>
	②施設が安心して地域に対する役割を担えるよう種別協の相互応援で全面的にバックアップする前提で、福祉避難所の指定を施設側から市町村に要望した。	<a href="#">No.31/山形県老人福祉施設協議会</a>
	③被災市町村では福祉避難所を指定している福祉施設も被災する。隣市の福祉避難所で受入れたが、早期対応できるようにあらかじめ協定する必要がある。	<a href="#">No.56/リデルライトホーム</a>
	④自区市町村内にこだわらず、隣市の福祉施設と福祉避難所の協定を結んだ。	<a href="#">No.66/東大和市</a>
	⑤都市部では福祉避難所の確保に限界があり、福祉避難所の設置促進とともに、減災の視点によるBCPなどが重要となる。	<a href="#">No.62/文京区</a>
(4) 福祉避難所を指定するだけでなく、「実際の運営に関する具体的な想定」を明確にしていく必要がある。	①福祉避難所の指定とともに、マニュアル作成、福祉機器を確保する協定、設置・運営訓練を通じた具体化が必要となる。	<a href="#">No.30/輪島市</a> <a href="#">No.62/文京区</a>
	②福祉避難所開設訓練を行うとともに、社協主催で福祉避難所の指定を受けている福祉施設の情報交換会を開催した。	<a href="#">No.41/荒川区社協</a>
	③指定福祉避難所の情報交換会を開き、区としてガイドラインを示しながら、福祉避難所の設置運営内容の具体化をすすめている。	<a href="#">No.68/練馬区</a>
	④福祉避難所の受入れ想定人数を明確にする必要がある。通常の利用者以外に地域の要配慮者をどれくらい受け入れられるかを明確にしなければならない。	<a href="#">No.53/南相馬市・飯館村地域自立支援協議会災害部会</a>
(5) 災害時に福祉避難所を「いかに機能させるか」。	①福祉避難所のニーズと供給を適切に結び付けるため、市町村単位での「災害時要配慮者支援センター」を構想し、その立上げ訓練を行った。	<a href="#">No.53/南相馬市・飯館村地域自立支援協議会災害部</a>
(6) 福祉避難所を出た後の次の暮らしの場を誰が支援するか。	①福祉避難所として受入れるとともに、アパート探しや家の片付けを手伝ったり、次の支援機関につないだ。帰宅支援を重視し、先行きを支援した。	<a href="#">No.57/熊本県身体障がい者能力開発センター</a> <a href="#">No.60/熊本学園大学</a>
(7) その他	①福祉避難所を地域住民に理解してもらうことを日ごろから取組んでいる。	<a href="#">No.32/大田区立うめのき園</a>
	②地域に根差した大学として地域住民の避難を校舎に受入れるとともに、福祉避難所を独自に開設した。	<a href="#">No.60/熊本学園大学</a>
	③女子大学と妊産婦・乳児救護所の設置を協定。訓練や母子手帳配布時の情報提供により自助の意識を高めている。	<a href="#">No.62/文京区</a>

## 8 一般避難所における要配慮者支援

災害時に増大する要配慮者の需要は、緊急入所や福祉避難所だけでは対応できないため、一般避難所において要配慮者が過ごせる環境を作る必要がある。その供給体制には、在宅福祉サービスの再構築、地域住民の理解と力を高める視点が必要となる。

課題	取組まれている工夫・視点	主な事例
(1) 災害時に増大する要配慮者のニーズに緊急入所、福祉避難所だけでは対応しきれない。	① 一般避難所の要配慮者のために「福祉避難スペース」を設置し、老施協、専門職団体からの派遣職員を配置した。	<a href="#">No.54/常総市</a>
	② 一般避難所で要配慮者対応ができるよう、府としてガイドラインを策定した。	<a href="#">No.69/京都府</a>
	③ 災害ボランティアセンター活動、種別協議会による支援活動を行ったが、一般避難所での要配慮者支援が課題となり、「災害派遣福祉チーム」を創設した。	<a href="#">No.16/岩手県社協</a>
	④ 一般避難所に要配慮者の居住スペースを確保する訓練を実施している。	<a href="#">No.62/文京区</a>
(2) 一般避難所には、日常生活では暮らすことができているが、避難生活が困難な要配慮者が想定される。	① 外国人向けのコミュニケーションボードを作成し、避難所に配布している。	<a href="#">No.63/大田区</a>
	② 子育て家庭が避難所では暮らせないと避難所を出てしまい、混乱する物流の中、必要な物資を得ることも困難なため、プラザを早期再開して場を提供した。	<a href="#">No.42/せんだいファミリーサポート・ネットワーク</a>
	③ 保育士会が避難所で「保育士村」を開設して子どもたちを支援した。	<a href="#">No.59/熊本県社協</a>
	④ 避難所は設備面でも女性の視点が不足しているとともに、保育所やデイサービスの休止により女性の負担が大きくなる中、避難所でそのニーズに応えた。	<a href="#">No.43/イコールネット仙台</a>
(3) 一般避難所を必要とする人の誰もが来られるところにする必要がある。	① 車中泊する要配慮者がいた。避難所を誰でも過ごせるようにする必要がある。	<a href="#">No.58/いつでんきなっせ</a>
	② 一般避難所を地域共生社会と同じ発想で地域住民と要配慮者が一緒に過ごせるユニバーサル化をめざしている。	<a href="#">No.69/京都府</a>
	③ 一般避難所に要配慮者スペースを設置する訓練を行ったところ、むしろ要配慮者が孤立した。訓練に要配慮者自身に参加してもらっている。	<a href="#">No.69/長岡京市</a>
(4) 一般避難所の要配慮者支援を誰が担うかが課題となる。	① 要配慮者への地域住民の理解を広げるとともに、一般避難所の要配慮者対応について、福祉専門職、地域の関係者、住民の三層の人材養成をすすめている。	<a href="#">No.69/京都府</a>
	② 区民向けに要配慮者支援の啓発資料を作成した。	<a href="#">No.64/世田谷区</a>
(5) 一般避難所における要配慮者支援では、避難所の先の次の暮らしを見据えた支援が必要となる。	① 長期の避難生活は自立に支障をきたすこともあり、手を貸しすぎず、一緒にやる支援を大切にしたい。	<a href="#">No.58/いつでんきなっせ</a> <a href="#">No.69/京都府</a>
	② 一般避難所に「とりあえず」という意味の方言の「さしより相談所」を設置し、何でも気軽に相談できる場を作った。	<a href="#">No.58/いつでんきなっせ</a>

## 9 BCP と相互応援協定

初動期に自施設の機能を最低限に守り切る BCP の策定は、①減災によりニーズを抑えること、②適切な支援を外部から受けるために必要なことを明確にすること、③地域に対する積極的な役割を果たすために必要となる。実効性のある協定も含め、訓練を重ねる必要がある。各施設、市町村単位の地域、都道府県単位の広域でそれぞれの支援ニーズを明確にする必要がある。

課題	取組まれている工夫・視点	主な事例
(1) BCP（事業継続計画）は必要と思われるが、策定がすすまない。	① どんな災害であっても、初動期は自施設で対応せざるを得ない。常日頃から自施設のリスクを検証していく必要がある。	<a href="#">No.46/福島県老施協</a>
	② 高齢者福祉施設が県内の相互応援協定に参加する前提条件として、自施設で災害対応マニュアルと BCP（事業継続計画）を策定することを前提とし、その策定を老施協として支援した。	<a href="#">No.46/福島県老施協</a>
	③ 福祉避難所の確保には限界もあり、BCP などの減災の視点が重要となる。	<a href="#">No.62/文京区</a>
	④ 区内関係者とともに BCP 作成ガイドラインを作成し、研修と訓練を実施した。	<a href="#">No.62/文京区</a>
(2) ニーズに応じた相互応援協定を実効性のあるものにする必要がある。	① 震災前から協定はあったが、機能しなかった。協定に基づく訓練を重ね、具体的な動きを作る必要がある。	<a href="#">No.19/宮城県老施協</a>
	② 児童養護施設の相互応援協定を策定するにあたり、実効性のあるものとするため、最初に行政と体制づくりの合意を作り、策定をすすめた。	<a href="#">No.25/福島県社協児童福祉施設部会</a>
	③ 県内ブロック内の施設の相互応援協定を作るとともに、ブロック間の協定を結んだ。さらに、県を越えた支援の協定づくりをすすめている。	<a href="#">No.31/山形県老施協</a>
	④ 区内の体制だけではニーズに応えきれないため、近隣・遠方の自治体との相互応援協定を結んでいる。	<a href="#">No.68/練馬区</a>

## 10 個別支援のしくみ

**生命に関わる重度の要配慮者は、個別に事業所も含めた支援の計画を明確にしておく必要がある。また、平時のサービスを調整する介護支援専門員等が災害時の対応を本人とともに確認したり、地域の新しい力を耕す視点も重要になる。**

課題	取組まれている工夫・視点	主な事例
(1)生命に関わる重度の要配慮者の対応を個別に明確にする必要がある。	①電源の確保が命に関わる重度障害者について、支援者と本人を交えた確実な避難の個別支援計画の作成をすすめている。	<a href="#">No.68/練馬区</a>
	②保健師等の専門職が把握している特に生命の安否確認が必要な人について「災害時保健援護者リスト」を作成し、専門職チームが優先的に安否確認する。	No.-/小金井市
(2)避難行動における個別の支援計画づくりを広げていく必要がある。	①「個別の避難支援プラン」を民生児童委員に加え、状況をよく知る介護支援専門員、障害者相談支援員が作成の代行をできるようにしている。	<a href="#">No.65/杉並区</a>
	②「個別計画作成モデル自治会・自主防災会」の取組みでは、民生児童委員には制度の説明はしても、地域で支える新しい力を増やすためにも、民生児童委員が避難支援者にならないようにしている。	<a href="#">No.69/長岡京市</a>

## 11 福祉施設における利用者避難

**入所施設が被災等により所在地にとどまらず、利用者を避難しなければならないこともある。長距離の移動や環境の激変に伴う要配慮者にとってのリスク、限りある持ち出せる備品、利用者情報、受入れ先の確保とその広域調整に多くの課題がある。**

課題	取組まれている工夫・視点	主な事例
(1)福祉施設が元の所在地に止まることができず、利用者ごと施設を離れて避難しなければならない状況も生じる。	①元の所在地にとどまらず、避難先を自ら探さなければならなくなった。窮状を広く発信したところ、ようやく受入れ先が見つかり、10時間かけて移動した。	<a href="#">No.23/特養「福寿園」</a>
	②決壊した河川周辺の特養、グループホームが浸水被害を受け、他の施設へ利用者を避難させるなど対応した。	<a href="#">No.54/常総市</a>
	③措置施設である児童養護施設として、行政の支援が整うまでは子どもの安全を守るため、民間施設相互に一時的に避難を受入れる協定を締結した。	<a href="#">No.25/福島県社協児童福祉施設部会</a>
	④区内の体制だけで受入れは難しく、近隣・遠方の自治体と利用者の一時受入れに関する協定を結んでいる。	<a href="#">No.68/練馬区</a>
	⑤施設間の受入れは、種別協議会の日頃からの活動で顔の見える関係があったことで、県社協が受入れ計画を立てた。	<a href="#">No.15/とおの松寿会</a>
(2)所在地を離れて緊急に利用者を避難させる際、持ち出せる物資に限りがある。	①病院からの受入れは本人情報が被災で失われている状況もあった。	<a href="#">No.15/とおの松寿会</a>
	②行政も手が回らず、老施協の施設長同士が携帯電話で連絡を取り、持ち出せなかった物資を届けた。	<a href="#">No.24/福島県老施協会津支部</a>
	③施設ごと避難する際、持ち出せる物資も限られ、利用者を別の機関につなぐ必要もあった。経験をふまえ、持ち出し用カルテを写真入りで備えるようにした。	No.-/リリー園
(3)所在地を離れた施設利用者が命に関わる過酷な状況に陥りかねない。	①被災していない施設がブロック単位で各施設の定員1割を目安に避難施設の利用者を受入れることを決め、早期に利用者を助け出した。	<a href="#">No.24/福島県老施協会津支部</a>
	②特養の利用者の受入れは遠方の移動が難しく、できるだけ近くの施設で受入れる体制が必要となる。	<a href="#">No.19/宮城県老施協</a>
	③避難施設では、過酷な避難と環境の変化を経験した高齢者の多くが高い割合で亡くなっている。	<a href="#">No.46/福島県老施協</a>
	④災害直後に避難した施設利用者の過酷な状況をふまえ、あえて避難せずに止まり、職員は計画的避難区域外から長距離を通勤して施設運営を維持した。	No.-/いいたてホーム
(4)避難施設側の利用者避難後の人的体制	①特養再開までの1か月間、複数の施設へ利用者を避難させ、職員も派遣できるところには派遣したことで、異なる環境の施設現場の介護を体験できた。	<a href="#">No.55/筑水苑</a>
	②震災前の事業が休止し利用者を手放しても、それまでに大切にしてきた理念に立ち返り、今必要な目の前にあるニーズへの対応と復興に向けた取組みを新しい形で再開した。	<a href="#">No.50/NPO法人Jin</a>
	③利用者を手放した避難施設では、再開に向けて仮設住宅のサポートセンターを運営するなどにより職員を継続雇用するものの、再建が厳しく、法人としての存続が危ぶまれる法人も出てくる。	<a href="#">No.46/福島県老施協</a>

## 12 地域の課題解決力

**U** 災害を乗り越える力は専門職だけでは作り上げることができない。支え手・受け手の関係も越え、先行きの見える暮らしを取り戻す復興をめざすとともに、災害の有無にかかわらず「災害に強い福祉」を備えた地域づくりが大切な視点となる。

課題	取組まれている工夫・視点	主な事例
(1) 要配慮者に対する地域住民の理解を日頃から高める必要がある。	① 区民向けに要配慮者支援の啓発資料を作成している。	<a href="#">No.32/世田谷区</a>
	② 要配慮者の支援を専門機関だけで対応してしまうのではなく、地域づくりの視点をもって、一般避難所のユニバーサル化や人材養成をすすめている。	<a href="#">No.69/京都府</a>
	③ 「個別計画作成モデル自治会・自主防災会」の取組みでは、民生児童委員には制度の説明はしても、地域で支える新しい力を増やすためにも、民生児童委員が避難支援者にならないようにしている。	<a href="#">No.69/長岡京市</a>
(2) 要配慮者自身の災害を乗り越える力を高める必要がある。	① 指示を待つだけでなく、危険を回避する能力を個々に高める特別支援教育の視点が必要となる。また、日頃から地域に生き、災害時に手助けが必要なことを地域に認知させることが必要となる	<a href="#">No.44/中村雅彦</a>
	② 震災後に子育て家庭向けの防災ハンドブックを改訂した。子育て家庭の震災時の体験談、地震発生時の行動指針、備蓄品やメンタルケアを掲載している。	<a href="#">No.42/せんたいファミリーサポート・ネットワーク</a>
	② 妊産婦・乳児救護所の協定を結び、受入れ体制を作りつつ、母子手帳の交付時の災害に伴うリスクの周知、訓練などにより自助の意識を高めた。	<a href="#">No.62/文京区</a>
(3) 暮らしを取り戻す復興は自立を目標にしたものである必要がある。	① 長期の避難生活は自立に支障をきたすこともあり、手を貸しすぎず一緒にやる支援を大切にした。	<a href="#">No.58/いつでんきなっせ</a>
	② 復興に向けたビジョンを示すとともに、具体的な行動をすすめ、先行きが見えない中、その先行きにある復興の姿を見せていく取組みをした。	<a href="#">No.27/NPO 法人 Jin「南相馬サラダ農園」</a>
	③ 高齢者、障害者が支援の担い手というだけの存在ではなく、復興の最前線を拓く主体となった。また、復興に次世代に向けた視点を入れた。	<a href="#">No.33/NPO 法人 Jin「浪江町サラダ農園」</a>
	④ 荒れ果てた被災地に美しい花を植え、人々が復興に向けた希望を持てることを具体的に感じられるようにしている。	<a href="#">No.52/NPO 法人 Jin「浪江町サラダ農園」</a>
	⑤ 社協が担う災害福祉にはコミュニティワーク機能の発揮が必要となる。	<a href="#">No.69/京都府社協</a>